

(Q & A の追加等) 被災者生活再建支援金の申請時の添付書類について**【住民票の取扱い】****Q (追加) (支援金支給に係る添付書類 (住民票) について)**

市役所、町村役場が被災するなどにより、支援金の申請に必要な住民票の発行が困難な場合、住民票に代わるものとして市町村が発行した「当該被災世帯に属する者の数を証する書面」の添付をもって支援金の支給申請を受け付けることが可能か。

A お見込みのとおり。

【証明書類】**Q 3 6 (支援金支給に係る添付書類 (り災証明書) について)**

支援金支給に係る添付書類として、「住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書」が必要であるが、り災証明書は被災してから受領するまでに日数を要すること、また被災者の早期の生活再建を支援する観点から、り災証明書の発行を受けていない場合であっても、他の被害程度を確認できる書類の添付をもって支給申請を受理できないか。

A 3 6 市町村は、被災世帯がり災証明書の発行を受けていない場合であっても、住宅の倒壊（「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における一見して住家全部が倒壊しているものなど）が写真で確認できる場合は、その添付をもって受理することも可能とする。

なお、り災証明書の提出を不要とするものではなく、り災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

【Q 3 6 の補足】

この場合、当該世帯が全壊等世帯であることについて市町村において確認し、確認済であることを添付書類等に付記し、り災証明書は後日、発行次第、都道府県を通じて都道府県会館に送付すること。

り災証明書の発行事務を当面先送りすることはできるが、全壊等世帯であることについての市町村の確認は必須という趣旨。

【参 考】**被災者生活再建支援法****(被災者生活再建支援金の支給)****第三条**

都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

被災者生活再建支援法施行令**(支援金の支給の申請)**

第四条 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であ

ることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。

被災者生活再建支援法施行規則

（令第四条第一項の内閣府令で定める書面）

第一条 被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第3 被災者生活再建支援金の支給に関する事項

1 法第3条関係

（4）支援金の支給の申請期間・必要書面等

都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

支援金の支給が被災世帯の世帯主の申請に基づくことは、旧規則第10条に規定があったが、法律上明示した（法第3条第1項関係）。

基礎支援金の支給の申請は、災害の発生日から起算して13月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面及び災害の発生時の世帯人数が分かる書面等を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。及び（6）において同じ。）に提出してしなければならない（令第4条第1項、規則第1条関係）。

第6 支援金の支給

1 基礎支援金

（1）基礎支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者。以下「申請者」という。）は、自然災害の発生した日を基準とした当該世帯に関する次に掲げる事項等を記載した被災者生活再建支援金支給申請書（以下「支給申請書」という。）を、市町村を経由して、都道府県に提出する必要があること。

ア 世帯に関する事項

イ 住宅の被害に関する事項

（2）基礎支援金の申請者は、次に掲げる書面を支給申請書に添付する必要があること。

ア 住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書面

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書（法第2条第2号イ又は二に該当する世帯の場合）

（住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合（法第2条第2号ロに該当する世帯の場合）も同様。）

（以下略）